

おまの安全



貴金属等の訪問購入業者を 検挙しました！！

奈良県警察では、平成28年9月12日、大阪府中央区に所在の貴金属の訪問購入業者の従業員を

- クーリングオフについて故意に告げなかった
- クーリングオフに関する事項の記載がない書面を交付した

として、検挙しました。



Check!

押し買い（訪問購入）には気を付けてください。

- 押し買い（訪問購入）には、書面の交付義務とクーリング・オフ制度の適用があります。
- 消費者は、書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、契約の無条件解除（クーリングオフ）ができます。

- ① 買い取り金額に納得できないときは断りましょう。
- ② 契約書類は必ずもらってください。
- ③ 業者の連絡先などは必ず確認してください。
- ④ 強く迫ってくる、自宅に居座るなどして困ったときは、警察に通報してください。

最寄りの相談機関や、家族の連絡先を
すぐに使えるように登録・メモしておきましょう

平成28年9月16日
奈良県警察本部
生活安全企画課
（犯罪抑止対策室）